

# 震災復興情報



## 宮城県から「中小企業者向け事業復旧支援補助金」お知らせ

震災で大きな被害を受けた中小企業者の施設(工場、店舗、観光施設等)および設備の復旧に要する経費を補助します。

**対象** 施設・設備に甚大な被害を受けた中小企業者で、県内で復旧する

- ①製造業を営む方
- ②商業サービス業を営む方
- ③観光業を営む方

**対象経費** 施設・設備の復旧に要する経費(200万円以上)

**補助率・補助限度額**

- ①製造業 2分の1以内・上限1,000万円
- ②商業サービス業 全壊の場合45パーセント以内・上限270万円
- ③観光業 2分の1以内・上限1,000万円

**受付期間** 6月2日(月)～7月4日(金)

※詳しくはお問い合わせください。

**申・問** 県東部地方振興事務所 ☎95-1414

**問** 市商工課(内線3523・3524)

## 募集 (仮称) 不動町地区産業用地 事業者を募集します

市では、公共工事により移転が必要とされる事業者を対象に、不動町地区(市民会館等跡地)産業用地に移転を希望される事業者を募集します。

**募集期間** 7月1日(火)～31日(木) 午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

※供用開始は平成28年4月からの予定です。

**対象** 河川堤防や高盛土道路等、公共工事により移転が必要とされる事業者で、建設業や製造業等、募集要項で定める業種

**分譲(賃借)予定面積** 約2.2ヘクタール

**申込方法** 申込書を作成し、必要な書類を添付の上、産業推進課へ直接持参してください。(郵送での受け付けはできません)

•募集要項および申込書は、産業推進課で配布するほか、ホームページからダウンロードすることができます。

•ホームページは7月1日(火)から掲載します。

**申・問** 産業推進課(内線3545～3547)

## 石巻市津波避難ビル認定第7号

津波発生時には、津波浸水域外のより高い場所に避難することが基本ですが、市では、沿岸部において、浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、津波一時避難場所の整備を進めています。

この度、石巻港湾合同庁舎(中島町15番地2)を石巻市津波避難ビル第7号として認定しました。



**問** 防災推進課(内線4173)

## 復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。

対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。

※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

特区名	対象区域	対象業種	受付・問い合わせ窓口
石巻まちなか再生特区	中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部)	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526)
愛ランド特区	渡波、荻浜、田代、牡鹿、雄勝、北上の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526) 市牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111(内線241) 市雄勝総合支所地域振興課☎57-2111 市北上総合支所地域振興課☎67-2111
民間投資促進特区(ものづくり産業版)	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食品等の製造関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
民間投資促進特区(IT産業版)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、蛇田、開成の各地区の一部	情報サービス関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
民間投資促進特区(農業版)	蛇田、稲井、渡波、河南、河北、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業飲食業等	市農林課(内線3559)

復興特区の種類

税制特例の内容

手続き

- ①新規立地促進税制  
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。
- ②特別償却または税額控除  
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。
- ③法人税等の特別控除  
被災雇用者等に対する給与等支給額の10パーセントを、税額の20パーセントを限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。
- ④研究開発税制の特例  
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12パーセントの税額控除が受けられます。  
※①から③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができます。
- ⑤地方税の特例  
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。

- ①指定事業者の指定申請・指定書の交付  
•所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。  
•必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。
- ②指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付  
•事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。  
•事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。  
※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、市ホームページからダウンロードできます。
- ③国税、地方税窓口での手続き  
•認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

**問** 商工課(内線3525・3526)

# 震災復興情報



## 相談あんない

### ●「災害復興住宅融資」無料相談会(要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けられた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。なお、相談会への参加を希望する場合は、事前に予約をお願いします。

と き 6月27日(金)・28日(土)・7月25日(金)・26日(土)  
午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構東北支店 ☎022-227-5035  
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3953)

### ●弁護士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

被災ローン減免制度、金銭貸借、離婚、家庭内暴力、解雇、パワハラ、未払賃金、建築トラブル、不動産トラブル、交通事故、損害賠償、生活困窮、近隣トラブル等ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	ところ	相談時間
6月18日(水)	仮設桃生中津山団地集会所 (桃生町中津山字八木48-1)	午後1時～4時
6月24日(火)	仮設大橋団地集会所 (大橋1丁目1-2)	午前10時～午後4時

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009  
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3965)

### ●被災従前地買取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

と き 毎週 木曜日 午前10時～午後5時  
毎週 日曜日 午後1時～5時 ※相談日が祝日の場合も実施

ところ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等

予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター  
(内線5541・5542) ☎98-8986

午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

問 用地課(内線5535・5536)

## 旧北上川河口かわまちづくり市民報告会の開催

旧北上川河口の堤防・護岸整備にあたり、復興まちづくりと連携した水辺空間のデザインについて、市民報告会を開催します。

約1年間にわたり検討した中間成果を報告し、参加者の皆さんと意見交換を行います。

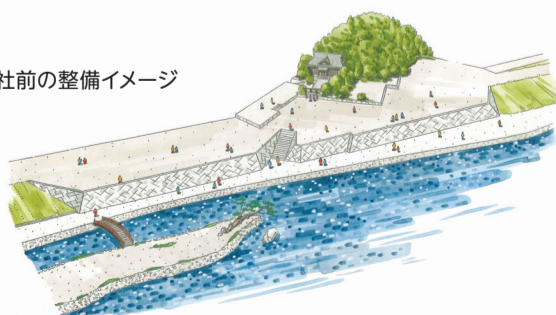
と き 6月29日(日) 午後1時30分～4時30分

ところ 石巻グランドホテル(千石町2-10)

対象 どなたでも参加できます

定員 150人

住吉神社前の整備イメージ



問 北上川下流河川事務所 調査第一課 ☎94-9847  
市河川港湾室(内線5606)

## 石巻市復興公営住宅(借上型)入居者随時募集

復興公営住宅(借上型)の入居者募集を先着順で受け付けています。入居申し込み後、資格審査を経て約1カ月で入居できます。事前登録に申し込みされた方も応募可能ですが、今回募集する復興公営住宅(借上型)への入居が決定した時点で事前登録の申し込みの取り消しをしていただきます。

申込資格 ・東日本大震災で自宅が全壊の方  
・東日本大震災で自宅が大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方

(車いす住戸について)

上記の資格を有し、車いすを常時使用している方を含む世帯

※申し込み時点で市税等の滞納がある方、過去に公営住宅に入居され、家賃の滞納がある方、住宅再建が完了している方、申込者または同居予定者が暴力団員の方は申し込みできませんのでご注意ください。

※申し込みが募集戸数に達した時点で受付終了となります。

受付場所 市役所3階 事前登録相談窓口(37番窓口)  
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

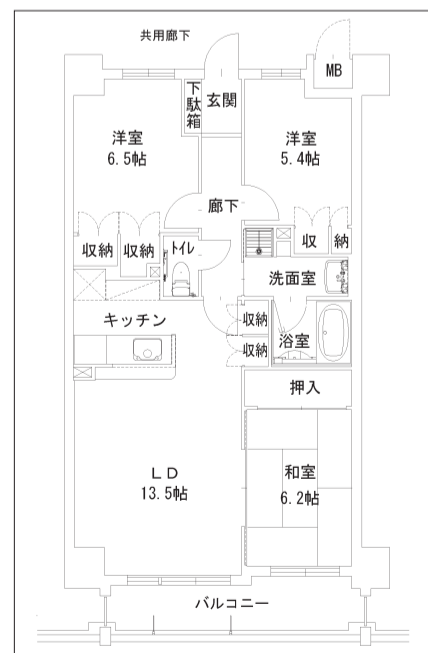
募集する住宅

名称	市営 沖六勺東 復興住宅	
所在地	渡波字沖六勺1番111	
規格	鉄筋コンクリート造 4階建て	
戸数	3LDK 4人以上	1LDK車いす住戸 1~2人
	5戸	1戸
家賃月額	8,600円～74,100円	6,700円～57,800円

名称	市営 沖六勺西 復興住宅	
所在地	渡波字沖六勺1番101	
規格	鉄筋コンクリート造 6階建て	
戸数	3LDK 4人以上	1LDK車いす住戸 1~2人
	8戸	1戸
家賃月額	8,600円～74,200円	7,000円～60,800円

名称	市営 根上り松 復興住宅	
所在地	湊字根上り松10番1	
規格	鉄骨造 2階建て	
戸数	2LDK車いす住戸 2~3人	1戸
	6,500円～56,500円	

沖六勺東復興住宅・沖六勺西復興住宅3LDK間取り図  
(住戸により左右逆配置となる場合があります)



申・問 市役所3階 事前登録相談窓口(37番窓口)  
(内線3981～3983)  
専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042



## 企業立地等促進条例助成制度

お知らせ

市では、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所等を新設、増設および移設した企業に助成金を交付します。

### ●対象業種

- (1)植物工場・製造業・太陽光発電施設およびバイオマス発電所・熱供給業(排熱を利用した熱電供給システムに限る)・情報サービス業・データセンター・道路貨物運送業・倉庫業・自然科学研究所・旅館・ホテル・遊園地(テーマパークを除く)・博物館・美術館・動物園・植物園・水族館・自動車整備業・機械修理業・電気機械器具修理業・コールセンター
- (2)自動車関連業種、食品製造業関連業種、木材・紙パルプ製造業関連業種については、新設のみ対象

### ●助成内容

#### ①企業立地助成金

投下固定資産に課せられた固定資産税額と同額を交付します。(5年間)

#### ②上水道料金助成金

都市計画法の「工業専用地域」内に事業所を新設、増設および移設した企業を対象に、上水道料金の30パーセント相当額を交付します。(限度額年額500万円・5年間)

※(2)の業種については、市内全域を対象区域とします。

※(2)の業種のうち自動車関連業種については、上水道料金の50パーセント相当額を交付します。

#### ③雇用奨励助成金

常用従業員として新たに1年以上雇用した「新規雇用者」1人当たり20万円を交付します。(限度額1,000万円)

#### ④緑化推進助成金

営業開始から5年以内に、事業所の敷地面積(3,000平方メートル以上の場合に限る)の10パーセント以上を緑化した場合に、緑化に要した経費の30パーセント相当額を交付します。(限度額500万円・1回限り)

#### ⑤環境対策設備助成金

太陽光発電等の新エネルギー設備、公害防止およびそれに附属する設備、空調設備の設置に要した経費を交付します。(限度額3,000万円)

#### ⑥技術研修派遣助成金(2)の業種のみ対象)

新規雇用者を県外に派遣して研修を受講させる場合に、派遣する新規雇用者1人当たり1月10万円を交付します。(限度額500万円)

#### ⑦市内企業発注促進助成金(2)の業種のみ対象)

営業開始から2年経過後の1年間において、市内事業者に対して1社当たり500万円を超える額を発注した場合に、1社当たり50万円(発注した企業が5社に満たない場合)または100万円(発注した企業が5社以上の場合)を交付します。(限度額500万円・1回限り)

### ■新産業等創出促進助成金

#### ●対象業種

太陽光発電・バイオマス発電・植物工場・バイオマスの活用(微細藻類)・データセンター・コールセンター

#### ●助成内容

新設等に係る総事業費の10パーセント相当額を交付します(限度額3,000万円)。  
※環境対策設備助成金を受ける場合、太陽光発電等の新エネルギー設備の設置費用は対象外となります。

※事業所等の業務を開始する日の30日前までに申請してください。

※上記の他にも、雇用人数や対象企業等の要件がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

☎ 産業推進課(内線3548・3544)

## 建築物等耐震対策助成事業

お知らせ

### (1)危険ブロック塀等除却事業

通学路等の道路に面した高さ1メートル以上の危険なブロック塀等を除却等する場合、除却等費用の一部を助成します。募集予定件数 45件

### (2)木造住宅耐震診断助成事業

昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法による3階建て以下の木造住宅の耐震診断を希望する場合、市で耐震診断士を派遣し、耐震診断および耐震改修計画作成費用の一部を支援します。

なお、構造が丸太組工法およびプレハブ工法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外です。募集予定件数 55件

### (3)木造住宅耐震改修工事助成事業

市の助成による耐震診断の実施後、耐震改修計画に基づき、耐震改修工事、または建て替え工事を実施する場合、補助金を交付します。

なお、改修工事、または建て替え工事は平成27年1月31日(土)までに完了することが必要です。募集予定件数 30件

申込期限 12月12日(金) 申込時間 午前9時～午後4時(土日・祝日を除く)

なお、募集予定件数を超えた場合には、申し込みを終了します。

☎ 建築指導課(内線5678)

## 平成26年度 がん検診推進事業のお知らせ

お知らせ

がん検診の受診促進や、がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発のため、特定年齢に達した方は、がん検診が無料で受診できます。該当者にはそれぞれクーポン券を送付します。詳しくは、送付される通知書をご覧ください。

●未検者クーポン 平成21年度から平成24年度の間にクーポンの配布を受けた方で、クーポン対象年度に未受診だった下記年齢の女性に対して無料クーポン券を6月初旬に送付しました。

#### 子宮頸がん検診

年齢	生年月日
22～25歳	昭和63年4月2日～平成4年4月1日
27～30歳	昭和58年4月2日～昭和62年4月1日
32～35歳	昭和53年4月2日～昭和57年4月1日
37～40歳	昭和48年4月2日～昭和52年4月1日

#### 乳がん検診

年齢	生年月日
42～45歳	昭和43年4月2日～昭和47年4月1日
47～50歳	昭和38年4月2日～昭和42年4月1日
52～55歳	昭和33年4月2日～昭和37年4月1日
57～60歳	昭和28年4月2日～昭和32年4月1日

#### ●通常クーポン

下記年齢の方に対して無料クーポン券を送付します。(9月1日発送予定)

子宮頸がん検診 20歳 平成5年4月2日～平成6年4月1日生

乳がん検診 40歳 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日生

#### 大腸がん検診

年齢	生年月日
40歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
45歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
50歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
55歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
60歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日

☎ 健康推進課(内線2413～2415)

### ●おわびと訂正

市報6月1日号7ページ「お知らせコーナー」石巻市ジュニア・リーダーサークルげろっば「プレーパークinわんぱーく」の期日に誤りがありましたので、おわびして訂正します。

誤)…6月22日(日) 午前10時～正午 正)…6月29日(日) 午前10時～正午

☎ 石巻中央公民館 ☎22-2970

表記の見方  申し込み  問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選  Eメール

#### 電話番号案内

市役所☎95-1111 河北総合支所☎62-2111 雄勝総合支所☎57-2111 河南総合支所☎72-2111 桃生総合支所☎76-2111  
北上総合支所☎67-2111 牡鹿総合支所☎45-2111 渡波支所☎24-0151 稲井支所☎95-2171 荻浜支所☎90-2111 蛇田支所☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

☎0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成26年7月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

